

第1回 「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会 議事要旨

日時 令和8年8月21日（金）13:00～15:30

場所 中央合同庁舎2号館1階 共用会議室1（WEB会議併用）

出席者 松井座長、浅見構成員、鏡構成員、渡辺構成員、豊島構成員、釘田構成員、
柴田構成員（WEB参加）、二見構成員、服部氏（オブザーバー）

1. 挨拶

（国土交通省）

- ・鉛製給水管については、厚生労働省が策定した水道ビジョンで残存早期ゼロを施策目標に掲げ、各事業者が更新に取り組んできた。しかし、全国には3,000km以上（およそ190万件）の鉛製給水管が残存しており、国土交通省では昨年度、鉛製給水管の解消に向けた対応方針を策定・公表した。そこで定めた取組の一つとして、今年度は本検討会を立ち上げ、布設替えの手引きの改定に着手させていただくこととした。皆様のこれまでのご経験をお借りしながら、鉛製給水管の更新を強く進めていける、実効性の高い手引きにしたいと考えており、半年から一年近くになるが、ご協力をお願いします。

（松井座長）

- ・鉛製給水管の残存については、早期解消を目標にしているものの、時間のかかる長期的な課題と認識している。今回の手引き改定にあたり、鉛製給水管の解消がより一層進むよう、皆様方の専門的見地や経験から忌憚ない意見をいただき、議論を深めていきたいので、ご協力をお願いします。

2. 議事概要

事務局から、本検討会設置の背景と目的について（資料2）、「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」の改定方針（案）について（資料3-1）、及び解消が進んでいる水道事業者へのヒアリング内容（資料3-3）について説明し、意見交換を行った。

（1）手引き改定の方向性（目次構成及び論点）について

① 構成員の所属する水道事業者の残存状況把握方法について

- ・ 水道統計の残存件数は、残存状況を把握できている水道事業者からの報告に基づくため、実際の残存件数は統計値よりも多い可能性がある。（浅見構成員）
- ・ 台帳がない場合は、在職していた職員から使用材料及び使用時期を聞き取り、推定結果を管路情報へ反映している。また、漏水調査時にメーター周辺の管種を確認した実績もある。（渡辺構成員）

- ・ 大震災時の修繕履歴や建替えの記録が不足し、台帳と現地の状況が一致しない場合があるため、更新済みであることを確認できない箇所は残存ありとして計上している。また、修繕履歴には止水栓交換だけでなく鉛製給水管の更新の有無まで記録するよう改善した。(釘田構成員)
- ・ メーター交換時にメーター前後の管種を確認した結果、残存ありとしていた箇所が鉛製給水管ではないと確認でき、残存件数が減少した。(鏡構成員)
- ・ 市町合併前の町の紙台帳がほとんど残っておらず、残存状況を正確に把握できていない事例がある。メーター交換を行う委託業者から残存箇所の情報を受領するとともに、地区を定めて水道事業者職員と委託業者が公道部からメーター２次側までの残存状況を確認し、台帳を修正している。(豊島構成員)
- ・ 鉛製給水管の判別技能を有する委託業者が、メーターボックスの目視確認により残存状況を把握している。(柴田構成員)
- ・ 残存状況の把握は、集合住宅や第一止水栓の後にメーターがある場合等には不明な箇所が残るほか、水没等により確認が難しい場合がある。(柴田構成員、鏡構成員)

② 構成員の所属する水道事業者の布設替えの取組状況及び実務上の課題について

- ・ 公道部では配水管更新工事に合わせて解消してきた。道路工事に伴って解消できない残存箇所については、所有者からの申請により更新している。(鏡構成員)
- ・ 宅地部の助成制度は、資材価格等の上昇により助成効果が小さくなっている。一方、助成制度を強調した記事を広報紙へ掲載したところ、問合せ及び利用が増えた。広報紙は高齢者にも届きやすく、啓発手段として有効である。(鏡構成員)
- ・ 指定材料として鉛製給水管を使用させた責任及び有収率向上の観点から、メーター２次側を含め事業者負担で更新している。指定材料として鉛製給水管を採用した責任は、事業者負担での布設替えの根拠を検討する上で重要な視点である。(渡辺構成員、松井座長)
- ・ 新築後の漏水により宅地内コンクリートを撤去・復旧した経験を踏まえ、新築申請時に更新している。指定工事店へ制度を周知し、所有者の代理で申請してもらうことで、同意を得た状態で工事を行っている。(豊島構成員)
- ・ 検定有効期間の満了に伴うメーターの交換に合わせ、所有者都合による場合を除き、メーター前後の鉛製給水管の布設替えしている。また、同意が得られればメーター２次側も事業者負担で更新してきたが、門扉、塀、タイル等の撤去・復旧費は所有者負担となり、先延ばしとなっている場合がある。(釘田構成員)
- ・ 事業者負担で更新してきたが、耐震化及び浄水場建設との予算競合により事業規模が縮小し、単独事業を終了した。現在は改築・新築時に確認して事業者負担で更新しているが、工事の拒否、特殊舗装、所有者不明及び国県道の交通規制が課題となっている。(柴田構成員)

- ・ メーター 1 次側のみを更新すると漏水するケースが多いため、1 度の工事で 2 次側まで更新した方がよいという考えで布設替え工事を実施している。(渡辺委員)
- ・ 接続先の鋼管等が著しく劣化している場合には、施工による漏水のおそれから、利用者が希望しても 2 次側だけ残る場合がある。(柴田構成員)
- ・ 所有者の確認に時間を要しており、所有者情報の管理や、今後増加する空き家への対策が必要である。所有者不明等で同意が得られない場合、配水管更新時には公道部のみ更新し、宅地部が残る場合がある。(豊島構成員、渡辺構成員)
- ・ 工事費の上昇により、同じ予算で実施できる件数が減っている。また、一部でも鉛製給水管が残れば残存率に計上され、更新の取組が指標に表れにくいことや、復旧済み箇所への空振り、広域的な点在に伴う舗装復旧費の増加により、費用対効果が低下している。(豊島構成員、釘田構成員)
- ・ 鉛製給水管内にチューブを挿入する方法は、早期解消に有効な方法の一つである。一方、内径縮小、流量低下、全区間への挿入確認ができないこと、施工中の漏水や施工後の水の出の悪化等の課題がある。実績を踏まえ、改定版手引きへの記載を検討する。(浅見構成員、二見構成員、国交省)
- ・ 所有者都合等で更新できない箇所は「取替不能」等の別区分で管理し、事業者の取組が見える指標を検討する必要がある。また、優先順位を下げる又は別区分で扱うことも考えられる。(浅見構成員、松井座長、豊島構成員)
- ・ 直ちに更新できない箇所では、pH 調整や、朝一番・長期不使用後の水を飲用以外に使用する周知等を並行して行う必要がある。(浅見構成員、服部氏)

③ 改定版手引きの目次構成及び記載方針について

- ・ 残存の有無は認識していても、場所及び数量を把握できていない水道事業者が相当数あると考えられる。まずは実態把握から着手できるよう導くことが重要である。(松井座長、渡辺構成員)
- ・ 小規模事業者にも活用しやすい手引きとし、鉛の健康影響に関する最新の知見を反映すべきである。(浅見構成員)
- ・ 残存の有無だけでなく、使用箇所、延長、メーターの 1 次側・2 次側等の状態まで把握し、管路情報と連携して管理できれば、計画対象及び優先順位の設定に活用できる。具体事例を記載し、取り組みやすい手引きとするべきである。(渡辺構成員)
- ・ 鉛製給水管の残存箇所が不明な場合は、採水、建物築年数及び GIS を組み合わせ、古い地域や集合住宅を優先して調査する海外事例も参考になる。(浅見構成員)
- ・ 小規模事業者はデータ及び人員が不足しているため、正確な数値でなくても布設年度、指定材料等による推測から計画を作り、メーター交換や修繕等の通常業務を通じて段階的に精度を高めるフローを示すとよい。(二見構成員)
- ・ 公道部と宅地部を分け、宅地部については同意取得手順、住民説明資料、不同意、空

き家及び所有者不明の区分を示すべきである。事業者の努力が統計に表れる仕組みも検討すべきである。(二見構成員)

- ・ 目標を短期、中期、長期等の多段階とし、到達状況を指標化する考え方は有効である。手引きの中で国としての目標を設定する予定はないが、事業者が目標や優先順位を立てることの重要性を手引きに記載する必要がある。(松井座長、国交省)
- ・ 所有者任せでは更新が進まないため、事業者が関与できる根拠及び仕組みを整理し、財政支援に結び付く理由を示す必要がある。また、所有者から更新を申し出てもらえるよう周知を強化することで交渉負担を軽減できる。申出を受ける事業者側の体制及び財源も必要である。(渡辺構成員、豊島構成員、松井座長)
- ・ 人員が少ない事業者は対応する余力がない可能性があり、計画策定等を支援する仕組みも必要である。手引きでは概略でも現状把握及び計画策定ができる簡易な方法を示すが、手引きだけで解決できない支援は別の課題となる可能性がある。(渡辺構成員、国交省)
- ・ 手引きに記載されている全項目を一度に実施できなくても、1～2項目であれば着手できるような書き方とするとよい。(松井座長)

(2) ヒアリング対象・項目の確認について

- ・ メーター交換時の確認等、通常業務へ残存状況の把握作業を組み込んでいるかを質問項目に追加する。また、過去に在籍していた職員から材料使用履歴を聞き取った事例も推定方法として確認する。(国交省、松井座長)
- ・ 給水人口5万人未満の事業者では、鉛製給水管対策へ人員を割けるかが取組の差につながるため、専任部署の有無だけでなく担当可能な人員を確認する。また、検針員又は工事業者への外部委託の範囲及び活用状況も確認するとよい。(浅見構成員、松井座長)
- ・ 改定版手引きは給水人口5万人未満だけに限定せず、全事業者が活用できるものを目指す。ヒアリングでは比較的大規模の事業者の成功事例も収集する。(国交省)

(3) その他

- ・ 掘削前に採水・水質検査を行い、一定時間滞留後も鉛が検出されないことから鉛製給水管の不存在を推定する方法は、掘削よりも費用を抑えられる可能性がある。一方、鉛製給水管の有無を判定する方法としては確立していないため、知見を収集する必要がある。(服部氏、国交省)
- ・ 採水による調査は掘削調査より取り組みやすい。一方、通常の水質検査と鉛製給水管からの溶出を判定する検査は異なり、検査に人員を確保できる事業者でなければ多数実施することは難しい。(浅見構成員、豊島構成員)

以上